

横浜市における基本的な計画等

1 基本構想

○「横浜市基本構想（長期ビジョン）」

平成18年6月策定 構想期間：概ね20年間（2025（平成37）年頃まで）

2 行政全般に係る基本的な計画

○「横浜市中期4か年計画」

平成22年12月策定 計画期間：平成22～25年度（4年間）

3 各分野における基本的な計画等

★ 報告事項として常任委員会において説明を受けた基本的な構想、計画、指針、方針等（平成18年以降）

（注）網掛け＝策定中又は策定予定 策定時期＝委員会報告時のもの（その後改正している場合あり）

(1) 政策・総務・財政委員会関係（19件）

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
1	政策局	総合的な震災対策の考え方	平成23年5月	
2	政策局	横浜市PFIガイドライン	平成22年4月 改正	
3	政策局	横浜市指定管理者制度運用ガイドライン	平成21年10月	
4	政策局	第二の開国をリードする横浜の「国際都市戦略」	平成21年4月	
5	政策局	共創推進の指針	平成21年3月	
6	政策局	提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン	平成19年3月	
7	政策局	ヨコハマ国際まちづくり指針	平成19年3月	
8	政策局	米軍施設返還跡地利用指針	平成18年6月	
9	総務局	新市庁舎整備基本構想及び基本計画	基本構想： 平成25年3月頃 基本計画： 平成26年3月頃	
10	総務局	プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方	平成24年8月	
11	総務局	経営改革に関する方針等	平成23年6月	
12	総務局	外郭団体の経営改革に関する方針	平成23年2月	
13	総務局	横浜市情報化の基本方針	平成23年2月	①情報化ビジョン：～平成37年頃 ②行動計画：平成22～25年度 ＜4か年＞
14	総務局	外郭団体等の経営改革に関する方針	平成22年10月	
15	総務局	新市庁舎整備構想素案	平成19年12月	

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
16	財政局	横浜市公共建築物マネジメント白書	平成25年春予定	(※)今後20年間で必要となる公共施設の保全費推計記載
17	財政局	市民利用施設等の利用者負担の考え方	平成24年4月	
18	財政局	横浜市資産活用基本方針	平成22年3月	
19	財政局	横浜市公共施設の保全・利活用基本方針	平成21年3月	

(2) 市民・文化観光・消防委員会関係 (18件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
20	市民局	横浜市スポーツ推進計画 (仮称:横浜いきいきスポーツプラン)	平成25年3月予定	平成24~33年度 <10か年>
		横浜市スポーツ振興基本計画 「いきいきスポーツプラン2010」	平成18年7月	平成18~22年度 <5か年>
21	市民局	協働推進の基本指針	平成24年10月 改訂	
22	市民局	横浜市人権施策基本指針	平成23年9月 改訂	
23	市民局	第3次横浜市男女共同参画行動計画	平成23年1月	平成23~27年度 <5か年>
24	市民局	横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画	平成23年1月	平成23~27年度 <5か年>
25	文化観光局	(仮称)中長期MICE戦略	未定	
26	文化観光局	横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方	平成24年12月	概ね10年を想定 <概ね10年>
27	文化観光局	3つのヨコハマ・アート・フェスティバル	平成23年11月	
28	文化観光局	開港150周年記念コアイベント実施計画	平成19年5月	平成21年5~9月
29	文化観光局	横浜開港150周年~市政120周年~基本計画	平成18年6月	
30	消防局	横浜市地震防災市民憲章(仮称)	平成24年度中予定	
31	消防局	横浜市防災計画「震災対策編」	平成25年3月 修正予定	
32	消防局	津波からの避難に関するガイドライン	平成24年4月 改訂	
33	消防局	横浜型消防力再編計画	平成24年3月 修正	
34	消防局	横浜市防災計画「風水害対策編」	平成21年12月 修正	
35	消防局	横浜市業務継続計画(BCP) 「新型インフルエンザ編」	平成21年8月	
36	消防局	横浜市危機管理戦略	平成20年4月	平成20~27年度 <8か年>
37	消防局	横浜市国民保護計画	平成18年11月	

(3) 経済・港湾委員会関係 (4件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
38	経済局	横浜市雇用創出促進プラン	平成18年12月	平成18～22年度 <5か年>
39	港湾局	横浜港港湾計画	平成25年度末 改訂予定	～平成30年代後半
		横浜港港湾計画	平成18年2月 改訂	～平成20年代後半
40	港湾局	埋立事業会計第3次中期財政プラン	平成23年12月	平成23～25年度 <3か年>
41	港湾局	象の鼻地区再整備基本計画	平成18年6月	

(4) こども青少年・教育委員会関係 (7件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
42	こども 青少年局	横浜市次世代育成支援行動計画 「かがやけ横浜こども青少年プラン」後期計画	平成22年6月	平成22～26年度 <5か年>
43	教育委員会	横浜市立高等学校 教育振興プログラム	平成23年3月	平成22～26年度 <5か年>
44	教育委員会	横浜市教育振興基本計画	平成23年1月	平成22～26年度 <5か年>
45	教育委員会	横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針	平成22年12月	
46	教育委員会	横浜教育ビジョン推進プログラム	平成19年1月	平成18～22年度 <5か年>
47	教育委員会	横浜市立高等学校改革推進プログラム	平成19年1月	平成18～22年度 <5か年>
48	教育委員会	横浜教育ビジョン	平成18年10月	平成18～27年度 <10か年>

(5) 健康福祉・病院経営委員会関係 (8件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
49	健康福祉局	第3期横浜市地域福祉保健計画	平成26年2月予定	平成26～30年度 <5か年>
		第2期横浜市地域福祉保健計画	平成21年1月	平成21～25年度 <5か年>
50	健康福祉局	第2期健康横浜21計画	平成25年3月予定	平成25～34年度 <10か年>
		健康横浜21	平成22年10月 増補	増補後:平成13～24年度 <12か年> 当初:平成13～22年度 <10か年>
51	健康福祉局	よこはま保健医療プラン2013	平成25年3月予定	平成25～29年度 <5か年>
		横浜市の保健医療の推進に関する計画 (よこはま保健医療プラン)	平成20年2月	平成20～24年度 <5か年>
52	健康福祉局	第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年4月	平成24～26年度 <3か年>
53	健康福祉局	横浜市障害者プラン(第2期)改定版 (横浜市障害福祉計画(第3期))	平成24年4月	平成24～26年度 <3か年>
54	健康福祉局	横浜市新型インフルエンザ対策行動計画	平成24年2月 改定	

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
55	健康福祉局	横浜市食育推進計画	平成22年9月	平成22～27年度 <6か年> ※次期計画から<5か年>
56	病院経営局	第2次横浜市立病院中期経営プラン	平成24年3月	平成24～26年度 <3か年>

(6) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会関係 (14件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
57	温暖化対策統括本部	横浜市環境未来都市計画	平成24年5月	平成24～28年度 <5か年>
58	温暖化対策統括本部	横浜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	平成23年3月	①短期(～平成25年度) <4か年> ②中期(～平成32年度) ③長期(～平成62年度)
59	温暖化対策統括本部	横浜市CO-DO30 ロードマップ (環境モデル都市アクションプラン)	平成21年3月	①中期(～平成37年度) ②長期(～平成62年度)
60	温暖化対策統括本部	横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)	平成20年2月	①中期(～平成37年度) ②長期(～平成62年度)
61	環境創造局	横浜市下水道BCP(業務継続計画)	平成25年3月予定	
62	環境創造局	横浜市森林整備計画	平成24年3月 変更	平成21～29年度 <9か年>
63	環境創造局	横浜市下水道事業「中期経営計画2011」	平成23年4月	平成23～25年度 <3か年>
64	環境創造局	新たな「横浜市環境管理計画」	平成23年4月	①中長期(～平成37年度) ②事業(～平成25年度) <3か年>
65	環境創造局	生物多様性横浜行動計画 「ヨコハマbプラン」	平成23年4月	①中長期(～平成37年度) ②事業(～平成25年度) <3か年>
66	環境創造局	横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)	平成21年4月	平成21～25年度 <5か年>
67	環境創造局	横浜市生物多様性保全再生指針	平成21年3月	
68	環境創造局	横浜市水と緑の基本計画	平成18年12月	平成18～37年度 <20か年>
69	資源循環局	第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画	平成23年3月	
70	資源循環局	横浜市一般廃棄物処理基本計画 「ヨコハマ 3R夢 プラン」	平成23年1月	平成22～37年度 <16か年>

(7) 建築・都市整備・道路委員会関係 (13件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
71	建築局	横浜市住生活基本計画	平成24年3月	平成23～32年度 <10か年>
72	建築局	横浜市土地利用制度活用方針	平成20年2月	
73	都市整備局	歴史を生かしたまちづくりの推進について	平成25年度以降	
74	都市整備局	横浜市都市計画マスタープラン (全市プラン)	平成24年度末 改定予定	目標年次:平成37(2025)年

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
75	都市整備局	駐車場整備計画	平成24年10月 改定	～平成34年度 <概ね10年後>
76	都市整備局	関内・関外地区活性化推進計画	平成22年3月	
77	都市整備局	横浜駅周辺大改造計画 (エキサイトよこはま22)	平成21年12月	
78	都市整備局	都心臨海部・インナーハーバー整備構想	(平成21年6月 骨子案)	<概ね50年後>
79	都市整備局	横浜都市交通計画	平成20年3月	～平成37年頃
80	都市整備局	横浜市駐車場整備基本計画	平成19年4月 改定	
81	都市整備局	横浜市景観ビジョン	平成18年12月	
82	道路局	都市計画道路網の見直しの素案	平成20年5月	
83	道路局	横浜市踏切5箇年整備計画	平成18年10月	平成18～22年度 <5か年>

(8) 水道・交通委員会関係 (3件)

	現所管局	計画等名	策定時期	計画期間
84	交通局	市営交通中期経営計画	平成24年5月	平成24～26年度 <3か年>
85	水道局	横浜市水道事業中期経営計画	平成24年3月	平成24～27年度 <4か年>
86	水道局	横浜水道長期ビジョン・10か年プラン	平成18年7月	①長期ビジョン:平成18～37年度 <20か年> ②10か年プラン:平成18～27年度 <10か年>

●中分類①組織

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 会派</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交渉会派の定義見直し(民主) ・会派拘束(党議拘束)を原則廃止(民主) ・会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)(公明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉会派 「5人以上の所属議員を有する会派」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項)をいい、団長会議への出席、市会運営委員の割り当てがある。 ・会派のあり方 「会派は政策の決定及び形成に資するためその理念を共有する2人以上の議員を持って結成する。」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項における会派に関する要項) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交渉会派の定義 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市会運営委員会で必要に応じ協議されているため現行のとおりとする。 ○ 交渉会派の定義や非交渉会派が運営委員会に参加できる仕組みを協議する。 2 会派(党議)拘束の原則廃止 <ul style="list-style-type: none"> ○ 会派内の問題であり、現行どおりとする。 ○ 活発な議論を経て公論を形成していく過程における会派拘束の時期などについて協議する。 3 会派のあり方と活動 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派のあり方」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることなどを定義することかどうか。
<p>b. 補助体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性(民主) ・政策調査・立案機能の強化(当局) 	<p>【議会・議員】</p> <p>委員会活動における参考人招致(テーマにより所属委員以外にも広く呼びかけ)や議員連盟などの議員活動や会派活動において外部有識者の知見を活用</p> <p>【議会局体制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局長、副局長 ・総務課(16名体制) ・議事課(16名体制) ・政策調査課(17名体制) ・議会局総数=51名体制(嘱託員除く) <p>《政策調査サポート体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会担当、会派担当、法制等担当を配置 ・自主調査に基づく刊行物を発行(市会ジャーナル、法制レポート、判例情報) ・市会図書室の運営 ・市会情報システムの運営 ・「法務分野人材育成計画」(総務局H24.2)に基づき法務分野の人材を全庁的に育成。また、「政策調査課職員育成ビジョン」(議会局H23.9)に基づき、課内において人材を育成 	<p>議会機能を強化(事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言)するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議会活動の必要に応じ、附属機関や調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用していくことかどうか。 2 議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び人材育成を進めていくことかどうか。
<p>c. 委員会構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の位置付け(民主) ・常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し(ヨコ会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で8常任委員会及び7特別委員会を設置している。 ・各常任委員会の委員定数は11人及び10人 ・各特別委員会の付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行い、結論が得られた時に報告書を提出する運営方法としている。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 常任委員会 機構改革や局事業の関連性などから、その都度所管局は議論されており、また組織(局数)からも、現行どおりでどうか。 2 特別委員会 付議事件を調査・研究テーマとして、委員間討議や有識者の知見活用による政策提言、意見型の運営方法としており、また、市会運営委員会において、役員改選の都度委員会の見直しを協議することから、現行どおりでどうか。
<p>d. 委員任期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな) 	<p>1年(委員会条例第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員任期は現行どおりとする。 ○ 特別委員会については、複数年にわたる計画等を審査するために委員任期の複数年制について協議する。
<p>e. 協議又は調整を行う場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな) 	<p>【議員・委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議においては、議員提出議案に対する質疑や討論が行われている。 ・常任委員会では、質疑時に必要に応じ適宜実施しており、特別委員会では、テーマに沿って討議を実施している。 <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>地方自治法の規定に基づき会議規則等に規定した協議・調整の場は設置していない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員間討議 <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ適宜委員間での討議は行われているが、引き続き、討議により合意形成に努めることとする。 ○ 執行機関との質疑後に委員間討議の場を設ける運営とする。 2 協議又は調整の場 議会の機能強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うために必要に応じ協議又は調整の場を設置する。また、団長会議、全員協議会など必要に応じて会議規則で位置付けていくことかどうか。
<p>f. 議員連盟</p>	<p>議員連盟が設立され、議会局が庶務を担当している。</p>	<p>議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うこととすることかどうか。</p>

●中分類②権限

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 議会の権限 c. 議決事件 ・議会の監査権限の強化(公明) ・行政法人を含む外郭団体への審査(公明) ・政策執行に関する監視及び評価(公明) ・予算編成権とその日常的な執行など首長の権限は大きく、近年の地方分権の推進により、さらに増加しているが二元代表制の本旨や主権在民からも議会が、首長権限とのバランスを保っていく事が重要である。(ネット・無ク)</p>	<p>・地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件に関する条例 (1)地方公務員法第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関すること (2)長期にわたる重要事業の計画決定に関すること ・議会から監査委員2名を選出 ・法令に基づき本会議で監査報告されている。 ・決算審査に当たり決算審査意見書について代表監査委員に説明を求めている。 ・予算・決算特別委員会での審査における指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致に関して申し合わせ・確認をしている。 ・法定団体の経営状況説明書類の本会議配付にあわせ、法定団体に準ずる団体の経営状況説明書類を各所管の常任委員会で配付している。</p>	<p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大 ○ 基本構想に加え、行政全般に係る基本的な計画等の策定、変更及び廃止を議決事件とするとともに、計画策定前の説明及び計画策定後に定期的な報告を求めることとする。 ・ 議決事件とする基本的な計画等の範囲について協議することどうか。 2 委員会審査のあり方 ○ 常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体の審査を適宜実施するとともに、参考人制度などを活用し、外郭団体の責任者が出席したうえで審査できる仕組みについて協議する。</p>
<p>b. 議員提案の仕組み ・積極的な議員提案(政策提言)の仕組み(公明) ・政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定(当局)</p>	<p>・常任委員会において、所管事項に属する事務について委員会提案による議案を提出 ・特別委員会において、付議事件の調査・研究を行い、結果を議長あて報告 ※特別委員会においても委員会提案による議案提出は可能 ・「議員提出議案について」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項) ・「会派(賛成者)による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」(団長会議決定) ・議員提出議案の提出について議会と当局で取り交わしたルールはない。</p>	<p>○ 現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項及び団長会議決を遵守し、現行どおり、各案件の内容等に応じ必要な協議を行い、円滑な議員提案の提出を図ることとする。</p>

●中分類③審議

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>b. 会期 ・会期の決定方法(民主) ・会期中の日程調整(民主) ・定例会の回数・会期(公明) ・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな)</p>	<p>・定例会の本会議初日に会期を決定 ・会期日程については概ね2か月前に運営委員会で決定し周知している。 ・運営委員会で決定した会議日程の常任・特別委員会枠内で、各委員会ごとに正副委員長、委員及び執行機関と調整し日程を確定 ・年4回で年間会期日数は147日程度 (平成22年6月7日開催の運営委員会決定に基づき、会期枠内に特別委員会、予算研究会、決算特別委員会及び行政視察日程を組み入れることとし、平成23年第3回定例会から会期枠の拡大を図った) ・平成23年実績 (1定) 1月28日～3月18日 (2定) 5月17日～5月31日 (3定) 9月2日～10月28日 (4定) 11月29日～12月16日</p>	<p>1 会期の決定方法 会期日程は概ね2か月前に市会運営委員会で決定されていることから現行どおりとすることどうか。 2 会期中の日程調整 会期日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項とすることどうか。 3 定例会の回数・会期 ○ 現行どおりとする。 ○ 会期日程については、議案発送から本会議質疑までに必要な期間(現行は7日間)を確保すること、及び各会派への議案説明を早めることについて協議する。</p>

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>c. 請願・陳情審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議・委員会(請願、陳情審査)等議会審議・活動(自民) ・請願などの審議方法(民主) ・請願と署名議員の公正化(議員の自己請願の取り扱い)(公明) ・陳情もすべて付託して審査する。(共産) ・請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱い(ヨコ会) 	<p>【請願の審査及び審査結果通知】 請願は、全て委員会付託している。請願者には、採択・不採択の結果を通知しているが、平成20年9月3日開催の運営委員会において、審議等の結果は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるため、請願者への通知文には理由を付記しないことを決定している。</p> <p>【陳情の審査方法及び審査結果通知】 陳情は、委員会審査の効率化を図る観点から、平成10年4月より、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定に基づき、地方自治法第99条に関するもの(意見書の提出)及びそれに類するもので必要と認められたもの(決議を求めもの)について関係委員会に付託しその結果を通知している。 それ以外のもの(行政要望等の陳情)については、運営委員会において、効率、効果的な委員会審査の観点から付託しないことを決定しており、執行機関に回答を求め、陳情提出者に通知している。</p> <p>【紹介議員】 請願を審査する委員会の委員は、原則紹介議員にならないこととしている。(慣例)</p> <p>【請願紹介議員からの意見聴取】 横浜市会請願及び陳情取扱要綱では、紹介議員は委員会の要求に応じて説明しなければならないと規定しているが事例はない。</p> <p>【自己請願】 自己請願に関する申し合わせ等はない。</p>	<p>1 請願・陳情審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市会運営委員会で議論されてきている経緯もあることから、現行どおりとする。 ○ 行政要望等を含むすべての陳情を付託し審査することとする。 <p>2 請願・陳情受理期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行どおり当初議案上程日の5日前とする。 ○ 定例会中の請願・陳情の受理期限についてあらためて協議する。 <p>3 審査結果通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市会運営委員会において議論されてきている経緯もあることから現行どおりの取り扱いとする。 ○ 審査結果通知に採択・不採択の理由を明記する。 <p>4 議員の自己請願及び紹介議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員は審議権、議決権を持っていることから、自己請願は遠慮すること等を協議する。
<p>d. 予算議案の審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算議案の審査方法(予算研究会、予算代表・関連質疑、局別審査、総合審査)の再検討・見直し(当局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算研究会4日(各会派) ・本会議 ・予算代表質疑1日(交渉会派) ・予算関連質疑1日(各会派) ・予算特別委員会(2委員会) ・局別審査10日 ・総合審査1日(連合審査) ・常任委員会への審査委嘱4日(常任審査) 	<p>現行の予算議案の審査方法について見直しするのか。</p>
<p>e. パソコン等の持込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会自身について(活発な議論を実現するために)(みんな) ・市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営を行う。(ヨコ会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの持込みは不可 ※平成20年9月3日開催の運営委員会において、パソコンの持込みについては、操作による他の委員への影響や利用する場合のルールの確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要があることを決定した。 ・携帯電話の持込みは禁止 ※平成12年5月18日開催の運営委員会において、携帯電話の会議室への持込みを禁止する取り扱いとすることが口頭で申し合わせされている。 	<p>パソコン及び携帯電話等の持込み、プロジェクター等の使用などについては、今まで、市会運営委員会において議論されてきていることから、これまでの経緯を踏まえ市会運営委員会に協議依頼することかどうか。</p>
<p>f. 採決方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案等の電子採決(押しボタン式投票の)導入 	<p>現行、本会議・予算特別委員会では起立採決又は簡易採決、常任委員会・運営委員会は挙手採決又は簡易採決を原則としている。</p>	<p>他都市での導入実績、費用対効果などから現行どおりかどうか。</p>
<p>g. 委員外の発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互で意見交換を行う。(共産) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員外(傍聴)議員は認めている。 ・委員外議員の発言は委員会の許可制としている。 	<p>委員会運営上、委員外議員の発言は、委員会の許可制となっていることから現行どおりかどうか。</p>

基本的な論点「(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する他都市の特徴ある取り組みについて

1 調査都市（※平成24年11月末時点で議会基本条例を制定している都市）

① 22道府県議会（基本条例施行順）

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、兵庫県、長崎県、群馬県、沖縄県、宮崎県、鳥取県

② 8政令市議会（基本条例施行順）

川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市、静岡市

2 調査項目

- ① 政治倫理に関する規定
- ② 議員報酬額・報酬改正の協議
- ③ 正副委員長報酬
- ④ 費用弁償の支給
- ⑤ 政務調査費交付額・公開状況
- ⑥ 海外視察の実施状況
- ⑦ 議員定数・定数改正の協議
- ⑧ 議員研修

基本的な論点「(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する他都市における特徴ある取り組み

別紙

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

No.1

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	協議の方向性(案)
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	a.政治倫理	ヨコ会	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定する。	<p>【政治倫理条例を制定している都市(6都市)】 三重県、岩手県、宮城県(資産公開条例と合わせて規定)、奈良県、広島県、長崎県</p> <p>【政治倫理に関する要綱、規程、綱領を制定(3都市)】 さいたま市、名古屋市、新潟市</p> <p>【議会基本条例で政治倫理規定(22都市)】 (北海道、京都府、群馬県、川崎市、名古屋市、新潟市、北九州市、静岡市を除く都市)</p>	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づく「政治倫理の確立のための横浜市議員の資産等の公開に関する条例・規程・要綱」はある。 そのほかの条例等はない。	公正・公平な議会活動のための根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務や行為規範等を規定する条例等を制定することについて協議
		b.議員報酬	公明	議員報酬の適正額の考え方	◎平均報酬額は各都市の報酬条例で規定されている額により算出。なお、18都市ではこの条例規定額から特例条例に基づき相当期間、定率分を削減している。	<p>横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき、平成23年度より次の金額に改正(月額)</p> <p>議長 (117.9万円) 副議長 (106.1万円) 委員長 (98.3万円) 副委員長 (97.3万円) 議員 (95.3万円)</p>	<p>①議員報酬額についての考え方 ・社会情勢に応じ横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき、適宜改正されている。 ・必要に応じ議員報酬の額を協議する機関を議会に設置することも考えられる。</p> <p>②正副委員長の報酬額について ・現行は、委員長で3万円(月額)、副委員長で2万円(月額) 議員報酬額よりも高くなっていることについて協議</p>
		共産	横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。	<p>【道府県の報酬月額】 最高額:議長120万円、副議長108万円、議員97万円 (いずれも神奈川県) 最低額:議長89万円(岩手県)、副議長80万円(岩手県)、議員76万円(沖縄県) 平均額:議長(101.9万円)、副議長(91.4万円)、議員(83.4万円) ※東京都(参考) 議長127.5万円、副議長115.1万円、議員102.5万円</p> <p>【政令市の報酬月額】 最高額:議長109万円、副議長98万円、議員88万円 (いずれも北九州市) 最低額:議長77.8万円、副議長70万円、議員65.3万円 (いずれも新潟市) 平均額:議長(96.91万円)、副議長(85.94万円)、議員(78.33万円)</p> <p>【報酬のあり方等について協議中の都市(3都市)】 調査会等(特別職職員報酬審議会を除く)を設置し協議を行っている。 三重県(議員報酬等に関する在り方調査会)、さいたま市(議会の在り方に関する調査会)、名古屋市(議会改革推進会議)</p>			
		ヨコ会	正副委員長報酬の見直し(廃止等)	<p>【委員長報酬を支給している都市(2都市)】 愛媛県(83万円/月 議員報酬82万円/月) 兵庫県(95.5万円/月 議員報酬93万円/月)</p> <p>【副委員長報酬を支給している都市(1都市)】 兵庫県(95万円/月 議員報酬93万円/月)</p>			
c.費用弁償	民主	実費相当の交通費を支給	<p>【登庁時の費用弁償及び旅費を支給していない都市(7都市)】 大阪府、鳥取県、さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市(平成25年2月~)、静岡市</p> <p>【登庁時の費用弁償を支給している都市(21都市)】 1 実費支給(6都市) 三重県、神奈川県、岩手県、※沖縄県、鳥取県、川崎市 ※離島居住者は定額(11,800円/日) 2 日額支給(15都市) ①定額及び実費を支給(4都市) 福島県、※京都府、広島県、長崎県 ※京都市内居住者は定額分だけ支給 ②居住地からの距離に応じた定額を支給(上記以外の11都市)</p>	平成19年度より日額として支給する費用弁償を廃止	費用弁償については日額支給を廃止し、さらに市内旅費についても支給しないこととしているが、実費相当の費用弁償の支給について協議		
		公明	議員活動の制度的支援	なし	なし	地方自治法の改正(平成24年9月5日公布)により、今後新たな名称となる政務活動費の範囲において、議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部が対象となった。その他、公費における新たな制度的支援については法的に難しいことから、現行どおりとすることでどうか。	

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	協議の方向性(案)
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	d.政務調査費	民主	政務調査費の使途基準	【道府県の交付額】 (最高額) 59万円/月 (大阪府) (最低額) 25万円/月 (沖縄県・鳥取県) (平均額) 36.0万円/月 ※東京都(参考) 60万円/月 【政令市の交付額】 (最高額) 50万円/月 (名古屋市) (最低額) 15万円/月 (新潟市) (平均額) 33.86万円/月 【公開している帳票類】 神奈川県(収支報告書) 愛媛県(収支報告書及び1万円以上の領収書写) 上記以外の26都市(収支報告書と1万円以上の領収書写)	【交付額】 55万円/月 【公開している帳票類】 収支報告書と1万円以上の領収書写 地方自治法一部改正(平成24年9月5日公布)に伴い政務活動費の経費の範囲(使途基準等)について市会運営委員会で協議中	地方自治法の改正により現在、市会運営委員会において政務活動費の経費に充てることができる範囲を条例で定めるための協議がされていること、また、横浜市会においては、すべての領収書の写しを公開していることから、会派から提出された検討項目については、市会運営委員会に協議依頼することによってどうか。
			公明	政務調査費のあり方			
			共産	政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などもいわれており、市民合意が得られているとは思えない部分がある。			
	e.議員派遣	公明	海外視察の公費負担のあり方	【海外視察を実施している都市(17都市)】 ①予算の範囲内で実施(7都市) 三重県、福島県、高知県、京都府、鳥取県、さいたま市、新潟市 ②任期中の支給限度額を規定して実施(4都市) 北海道(60万円)、奈良県(80万円)、石川県・名古屋市(100万円) ③任期中の回数・支給限度額を規定して実施(5都市) 広島県(1回で10日程度・90万円)、北九州市(3回・80万円)、兵庫県・川崎市・広島市(1回・80万円) ④期数による支給限度額を規定して実施(1都市) 長崎県(2期以上130万円・1期60万円) 【海外視察を実施していない都市(11都市)】 ①凍結・休止・自粛(7都市) 神奈川県(H21~24)、岩手県(H23~25)、大阪府(H20~)、宮城県(H23~24)、鹿児島県・愛媛県(H19~24)、群馬県(H18~) ②実施なし(2都市) 大分県(H21~)、宮崎県(H18~) ③制度なし(2都市) 沖縄県、静岡市	〈横浜市会議員の海外視察取扱い要綱〉 ・資格要件 任期中(原則として1回)海外視察を実施できる。ただし、議員としての経歴が2年に満たない期間は除く。 ・旅費 旅費の限度額は120万円とする。ただし、1期の議員は60万円とする。 ・報告書の公開 市民情報センターに配架及びホームページに掲載し、市会での情報共有を図るとともに、市民に公開している。 〈運営委員会での協議結果〉 平成22年12月8日開催の運営委員会において「海外視察については、その必要性から引き続き実施する意義はある。また、視察経費や、視察後の広報のあり方等については、必要に応じて改選後に協議する。	海外視察の実施については、市会運営委員会での協議結果で、「その必要性から引き続き実施する意義はある」とされたことから、旅費等の取り扱い及び視察後の広報のあり方について協議 1 資格要件 議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこと 2 旅費 ①旅費の限度額は120万円となっているが、1期の議員は60万円と差が生じていること ②旅費の限度額は120万円となっていること 3 報告書の公開 市民への情報提供及び議員間での情報共有を図るため市民情報センターに配架及びホームページに掲載していること	
共産			現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。 近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。				
f.議員定数		【前回改選時に定数を削減した都市(11都市)】 大阪府、宮城県、北海道、石川県、鹿児島県、京都府、兵庫県、鳥取県、川崎市、さいたま市、北九州市 【次期改選時に定数を削減する都市(1都市)】 静岡市 【次期改選に向け協議を行っている都市(7都市)】 三重県、大阪府、大分県、北海道、石川県、さいたま市、新潟市で特別委員会や検討協議会等を設置して協議中	【現行の議員定数】 86人(平成23年改選において92人→86人) ※地方自治法第91条において、市町村の議会の議員の定数は条例で定めることと規定されている。(定数上限撤廃)	議員定数については、遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数を決定し、条例の改正を行う必要があることを確認することによってどうか。			
②研修		【議員研修の実施】 ・年4回程度実施(三重県、岩手県、大分県) ・年2~3回程度実施(大阪府、奈良県、群馬県、新潟市、静岡市) ・年1回程度実施(福島県、宮城県、兵庫県、長崎県、鳥取県、川崎市) ・未実施(14都市) ※改選時において新人議員への説明会を概ね各都市で実施	・改選時に新人議員への説明会を実施 ・議員連盟における研修の実施	制度として議員研修を位置づけることについて協議			

政治倫理条例、要綱、議会基本条例の代表的な規定例

- 1 宮城県議会議員の政治倫理の確立及び
資産等の公開に関する条例…………… 1
- 2 新潟市議会議員政治倫理要綱…………… 5
- 3 政治倫理に関する議会基本条例における
規定例（宮城県・さいたま市）…………… 7

○宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例

平成十一年十二月二十一日

宮城県条例第七十二号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例をここに公布する。

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例

地方分権推進の中で、地方議会の使命と役割が一層大きくなってきているが、主権者たる県民の信託を受け議会を構成している議員の政治倫理の確立は、その根幹である。ここに宮城県議会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の厳粛な信託を受けた宮城県議会議員(以下「議員」という。)の責務及び行為規範並びに議員が自らの資産を公開すること等について定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、かりそめにも県民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。

- 2 県民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。

(行為規範)

第三条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。

- 一 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。
 - 二 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの使命の達成に努めること。
 - 三 議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動することを本旨とし、特定の利益を求め、公共の利益を損なうことのないよう努めること。
 - 四 議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務遂行を妨げるなど、不正な行為をしないこと。
- 2 議員は、前項各号の行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明するよう努めなければならない。

(資産等報告書等の提出)

第四条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更生決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、宮城県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

- 一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。))により取得した場合は、その旨
 - 二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 四 預金(当座預金及び普通預金を除く。))及び貯金(普通貯金を除く。)) 預金及び貯金の額
 - 五 有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の銘柄及び株数)
 - 六 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価格が百万円を超えるものに限る。)) 種類及び数量
 - 七 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)) ゴルフ場の名称
 - 八 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)) 貸付金の額
 - 九 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)) 借入金の額
- 2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならない。(平一三条例五九・平一九条例四八・平一九条例四九・一部改正)
- (所得等報告書の提出)
- 第五条 議員(前年一年間を通じて議員であった者(任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議会の議員でない期間を除き前年一年間を通じて議員であった者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月一日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。
- 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)
 - イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。))及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。))に係る各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。))

ロ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規程で定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について、同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和三十五年法律第七十三号)第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の提出)

第六條 議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この條において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月二日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第七條 前三條の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)は、これらを受理した議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県民は、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

(審査の請求)

第八條 議員は、第三條第一項各号の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるとき、又は、第四條から第六條までの規定により提出された資産等報告書等に重大な虚偽があると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の二分の一以上の議員の連署をもって、文書で議長に審査を請求することができる。ただし、一会派のみの議員の連署による請求ではその効力を生じない。

(審査会の設置)

第九條 議長は、前條に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会に宮城県議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は委員十五人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 審査会の会議は、原則として非公開とする。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、有識者の意見を聞くことができる。

(審査結果の報告)

第十条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(辞職勧告等の措置)

第十一条 審査会がその審査により、議員が第三条第一項各号の行為規範に反し、又は、その資産等報告書等に重大な虚偽があり、政治的、道義的に責任があると認めた場合には、議長は、議員辞職勧告又はその他の措置を講ずることについて議会に諮らなければならない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(見直し)
- 2 この条例の施行後三年を経過した場合においては、議員活動の状況及び議会を取り巻く情勢等を踏まえ、この条例に規定する内容について見直しを行うものとする。
(条例の廃止)
- 3 政治倫理の確立のための宮城県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成七年条例第二十二号)は、廃止する。

附 則(平成一三年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四八号)

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年九月三〇日)

附 則(平成一九年条例第四九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。次項において「法」という。)の施行の日から施行する。
(施行の日=平成一九年一〇月一日)
(経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第四条の規定の適用については、この条例の施行の前日に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

○新潟市議会議員政治倫理要綱

(目的)

第1 この要綱は、「政治倫理の確立に関する決議」(平成17年12月19日)に基づき、政治倫理の確立を趣旨とし、新潟市議会議員(以下「議員」という。)は市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる議員は市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、市民の市政に対する主権者としての自覚を喚起することによって、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2 議員は、市民の代表として市政に携わる機能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、その使命の達成に努めなければならない。

(宣誓書の提出)

第3 議員は、この要綱を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を新潟市議会議長に提出しなければならない。

(行為の規範)

第4 議員は、次に掲げる政治倫理における行為の規範を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関して企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年3月1日から施行する。

(適用)

2 前項の規定にかかわらず、第3の規定は、平成19年5月2日以後に新たに任期が始まる議員から適用する。

年 月 日

新潟市議会議長 様

新潟市議会議員

印

宣 誓 書

私は、新潟市議会議員政治倫理要綱に規定する目的に基づき、次の事項を遵守することを固く誓います。

- (1) 議員の責務に関する事項
- (2) 行為の規範に関する事項

政治倫理に関する議会基本条例における規定例

【宮城県】

(政治倫理)

第9条 議員は、県民の負託にこたえるため、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第72号）を遵守し、議員としてふさわしい品位を保持し、及び識見を養うものとする。

【さいたま市】

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第30条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。

2 議員は、毎年、資産等の公開をしなければならない。

基本的な論点「(6) 大都市自治における議会のあり方」に関する他都市の特徴ある取り組みについて

1 調査都市

① 19 政令市議会

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

2 調査項目

- ① 行政区の事務事業の監視
- ② 行政区への権限移譲
- ③ 国に対する働きかけ

基本的な論点「(6) 大都市自治における議会のあり方」に関する他都市における特徴ある取り組み

別紙

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	協議の方向性(案)
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(6) 大都市自治における議会のあり方	a.地方自治制度	民主	<p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用するべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p>	<p>◎「(6) 大都市自治における議会のあり方」に関しては、全政令市の状況を調査し、特徴ある取り組みを掲載しています。</p> <p>【行政区の事務事業の監視】</p> <p>①本会議への区長の出席(6都市) 仙台市(全区長)、千葉市(一般質問通告に応じ当該区長)、川崎市(代表・一般質問時に全区長)、京都市(市会説明の区長・支所長は必要に応じ出席要請)、福岡市(第1回定例会代表質疑時に全区長)、熊本市(全区長)</p> <p>②常任委員会及び予・決算特別委員会への区長の出席(10都市) 札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、堺市、岡山市、熊本市では区所管局での審査時に全区長若しくは関係区長が出席</p> <p>③その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市(委員会条例第2条で各常任委員会がそれぞれ関連分野の区の課を所管することを規定) さいたま市(基本条例第26条で区行政について検討する場を設けることができることを規定→具体的な手法の検討には至っていない) 北九州市(区政推進事業費の決算審査に当たり、各区で区選出議員への事前説明を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治制度における大都市制度に関しては、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論がされている。また、それに伴う要望活動、国への働きかけも行っている。 	<p>大都市自治における議会のあり方については、大都市制度に関し、横浜市が要望している特別自治市を踏まえ、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論等がされているが、現在進められている区への権限移譲に伴い、議会として区に関与する仕組みについて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会 予算・決算特別委員会 区づくり推進横浜市議員会議 	
	b.区への権限移譲	民主	<p>区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方</p>	<p>【行政区への権限移譲に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉市(平成25年度予算から一部事業において予算請求権を区長に付与) 大阪市(区長公募制により局から区長に権限が移譲された部分についての対応を検討中) 堺市(行政区所管局の所管常任委員会で都市内分権、区役所機能・区長権限の強化等について協議中) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市(区役所改革を付議事件とする特別委員会を設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議に区長は出席していない 予・決算特別委員会での市民局審査及び審査委嘱された市民・文化観光・消防委員会に区長会議の議長区及び幹事区の区長が出席している。 常任委員会審査においては必要に応じ関係する区長の出席を求めている。 区づくり推進横浜市議員会議において、予算、決算、執行計画及び執行状況等が報告されている。 		
	c.国に対する働きかけ	ヨコ会	<p>地方議会の充実強化と活性化</p>				